富士国有林の地域別の森林計画書(案)

(富士森林計画区)

自 令和8年4月1日計画期間

至 令和18年3月31日

関東森林管理局

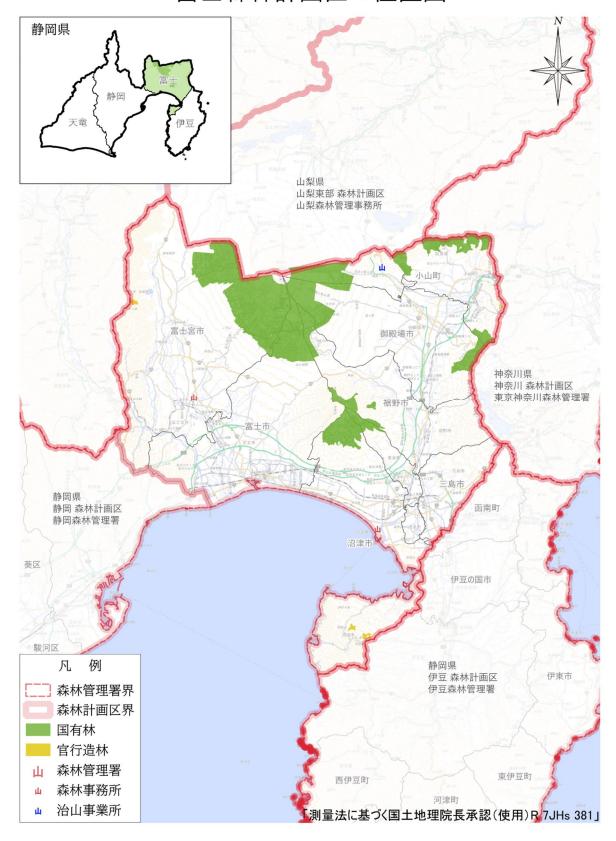
富士国有林の地域別の森林計画は、森林法(昭和26年法律第249号)第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、富士森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間である。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 一は、該当がないものである。

富士森林計画区の位置図



目 次

I	I 計画の大綱		
	1 森林計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
	2 前計画の実行結果の概要及びその評価・・・・・・・・・・・・	6	
	3 計画樹立に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・	8	
Π			
	第1 計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・	10	0
	1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全	に関する基本的な事項・・・・・ 10	0
	(1) 森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		0
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資	源の状態等・・・・・・・・ 14	4
	 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
	第3 森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
	1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項	を除く。) ・・・・・・・・ 1:	5
	(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法		5
	(2) 立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7
	(3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7
	2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8
	(1)人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8
	(2) 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		9
	(3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		9
	3 間伐及び保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・	20	0
	(1) 間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20	0
	(2) 保育の標準的な方法	22	1
	(3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.	1
	4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項・・・・・・・・	22	2
	(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内におけ	る施業の方法・・・・・・・ 22	2
	(2) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24	4
	5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・	25	5
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・	25	5
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準		
	及び作業システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・	2!	5
	(3)林産物の搬出方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20	6
	(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森	林の所在及びその搬出方法・・ 20	6
	(5) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20	6
	6 森林施業の合理化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2'	7
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針・・・・	2'	7
	(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促	進に関する方針‥‥‥‥ 2'	7

(:	3) ‡	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(4	4)礻	生会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(;	5) 2	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第4	森村	林の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1	森村	林の土地の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(:	1) ‡	財根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・・・・	28
(:	2) 🛊	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林	
	及で	びその搬出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(:	3) =	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	30
(4	4) -	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
2	保知	安施設に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(:	1) {	呆安林の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(:	2) (呆安施設地区の指定に関する方針	31
(;	3) }	台山事業の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(4	4) -	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
3	鳥兽	獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(:	1) ,	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・	32
(:	2) -	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
4	森村	林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	33
(:	1) 🖟	森林病害虫等の被害対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(:	2) ,	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(;	3) ‡	林野火災の予防の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(4	,	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
第5	計画	画量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1	間信	戈立木材積その他の伐採立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2	間信	戈面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3	人	工造林及び天然更新別の造林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
4	林江	道等の開設及び拡張に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
5	保知	安林の整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(:	1) {	呆安林として管理すべき森林の種類別面積等	39
(:	2) (呆安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	39
(;	3) 3	実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
第6	その	の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
1		安林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
2	その	の他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
別ā	長1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
別ā	表 2	鳥獣害防止森林区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
別ā	表3	指定施業要件を定める場合の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
別ā	長4	指定施業要件における伐採の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
別ā	長 5	自然公園区域内における森林の施業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
別ā	長6	砂防指定地等の森林の施業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62

附属参考資料

/1. 4 -> 4	
1 森	妹計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	市町村別土地面積及び森林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	地況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	土地利用の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	産業別生産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	産業別就業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 森	*林の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	7.7 6 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
(2)	制限林普通林別森林資源表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	
	制限林の種類別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	樹種別材積表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6)	
(7)	森林の被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	*業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	
(3)	A CARLOS CARLOS CONTRACTOR CONTRA
(4)	**************************************
(5)	作業路網等の整備の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	「期計画の実行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	
(2)	
	人工造林及び天然更新別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	林道の開設及び拡張の数量······
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	大地の異動状況(森林計画の対象森林)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	森林より森林以外への異動·······
(2)	森林以外より森林への異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
o *	・ 株資源の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	分期別伐採立木材積等····································
(2)	刀朔別朔目貝侭衣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$7 \rightarrow$	三伐(皆伐)上限量の目安量(年間)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<i>(</i> +	*1 X (百 1 X) (PR 里 V)日 女 里 (十月日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、静岡県の東部に位置し、富士川広域流域に属している。東は神奈川県の神奈川森 林計画区、西は静岡森林計画区及び、山梨県の富士川中流森林計画区、南は伊豆森林計画区及び 駿河湾、北は山梨県の山梨東部森林計画区にそれぞれ接し、沼津市、裾野市、御殿場市、富士 市、富士宮市、三島市、小山町、長泉町、清水町の6市3町を包括している。

当計画区の総面積は、139千haで静岡県面積の18%を占めている。森林面積は79千haで、うち国有林は17千haであり、森林面積の21%を占めている。

(2) 自然的背景

ア地勢

(ア) 山系

当計画区の主な山系は、北部の富士山地域、南東部の愛鷹山地域、北東部の明神 峠・

大洞山地域、東部の金時山地域に大別され、西部は丘陵地帯となっている。

また、これらの地域は富士火山帯に属する火山地帯でもあり、主な山岳は、富士山(3,776 m)、愛鷹山(1.188m)、金時山(1,212m)等が挙げられる。

富士山地域は、我が国の最高峰である富士山の南側一帯の地域である。

富士山は、成層火山に多くみられる独立峰であり、富士山体の南東斜面には江戸時代の宝永大噴火(1,707年)により誕生した寄生火山である宝永山(2,693m)がある。また、西側斜面では「大沢崩れ」が現在も崩落を続けている。

愛鷹山地域は、北から南東にかけて越前岳 (1,504m)、呼子岳 (1,310m)、位牌岳 (1,458m)、袴腰岳 (1,248m)、愛鷹山等の諸峰が連なっている。

これら諸峰の集合体の総称として愛鷹山と呼ばれ、形成は富士山より古く、侵食作用によって既に原形は失われつつあるが、円錐形火山特有の輪郭を保っている。

明神峠・大洞山地域は、神奈川県の西丹沢山塊に接し、東から西にかけて不老山 (928 m)、世常崎、明神峠、竺園山 (1,328 m) へ連なる稜線が神奈川県境となり、更に西には大洞山 (1,383 m) が連なり山梨県境となっている。

金時山地域は、箱根火山西側の外輪山に位置し、北から南西にかけて金時山、乙女峠が連なり、丸岳(1,156m)の東部、長尾峠等を結ぶ稜線が神奈川県境となっている。

これらの山系は、地域の特徴的な山岳景観を呈しており、中でも富士山は景観だけではなく文化的な価値も評価され、世界文化遺産に登録されている。国有林は、これら山系の大部分に位置していることから、地域固有の生物群集や希少な野生生物の生息地など、自然環境の維持・保全が求められており、都市近郊に位置する森林については、生活環境の保全や、森林とのふれあいの場の提供などが期待されている。

(イ) 水系

当計画区の主な水系は、西部地域を源とする中小河川が富士川や潤井川と合流し、富士山南面や愛鷹山南面から西面を源とする中小河川が沼川と合流し、それぞれ駿河湾に注いでいる。

富士山南東面、愛鷹山北面から東面及び東部地域を源とする中小河川が南流する黄瀬川に 合流した後、伊豆半島を源とする狩野川に合流し、駿河湾に注いでいる。

北東地域では、富士山東面、金時山北西面及び山梨・神奈川県境を源とする中小河川が東流する鮎沢川に合流した後、神奈川県で酒匂川に合流し、相模湾に注いでいる。

なお、黄瀬川と鮎沢川は御殿場市を分水界として南北に分かれている。

また、富士山の豊富な地下水は、稀田川を始めとする湧水群の源となっている。

これら水系の源流域に広がる国有林を始めとした森林は、下流域に発達した各都市部の生活用水を始め、工業・農業用水の水源地域として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区の主な地質は、富士山を始めとする富士火山帯の各火山の溶岩と噴出物の互層で構成されている。

富士山は、第三紀層を最下とした古富士火山を土台に洪積世に入ってから新たに形成された成層火山であり、富士山の噴出物は溶岩が最も多く、溶岩質は橄欖石玄武岩、斜長石玄武岩であるが、地表山体は、溶岩と火山砂礫の互層で形成されており、宝永山の噴火により噴出した火山砂礫がほとんど全域を覆っている。

愛鷹山は、洪積世前期に噴出したといわれ新旧2期の噴出物からなり、旧期のものは複輝者玄武岩で、新規噴出物は普通輝石安山岩であり、溶岩流と砕屑物の互層で形成されているが、大部分は火山灰で厚く覆われている。火山活動が早くに止まったため、侵食作用が進み放射状に発達した渓谷として刻まれている。

明神峠・大洞山地域は、第三紀層の凝灰岩質岩層で形成されているが、大部分は富士山地域と同様に、その大部分が宝永山からの噴出物によって覆われている。

金時山地域は、箱根外輪山の北西面を占め、その大部分は、箱根火山古期外輪山溶岩と呼ばれるもので、輝石安山岩を主としており、その溶岩流と多量の火山砕屑物で形成されている。

(イ) 土壌

当計画区の主な土壌は、火山噴出物の影響を強く受けており、地形的条件が異ならない限り母材が類似するため、ほぼ似たような性質を持つものと考えられる。

また、太平洋沿岸に面する高標高地帯に位置するため、南や南西からの常風の影響を受けた風衝地が多く、山頂付近はこのような環境を反映したものと思われる土壌が多く見られる。

富士山地域の土壌は、山麓の緩傾斜地には安定した黒色土又は黒色土と褐色森林土との中間的な深い土壌が見られる。一方、宝永山の噴火が新しいため土壌の生成が不完全なところも多い。また、火山灰を母材とした土壌、砂壌土が多いため、物理性、科学性ともに劣る土壌も多い。さらに、富士山特有の丸尾と呼ばれる溶岩地帯が多く、表土が極めて浅いか全く

ない箇所も見られる。

一般に土壌が未熟であり低温のため、腐食の分解速度が低く科学性も劣る土壌である。また、宝永山の噴出物が大量に降下した東面の仁杉、木ノ根坂、北山国有林は、火山砂と称される石礫に覆われ完全な土壌となっていない。

愛鷹山地域の土壌は、安山岩、火山砕屑物等を母材とした壌土が多く、おおむね中庸な深さを有している。愛鷹山も富士山と同様に独立峰で、太平洋に面していることから気象の影響が強く、南及び南西方向からの常風を受けやや乾性な土壌である。また、褐色森林土が広く分布しているが、その多くが火山灰を母材としていることから、土壌の粒径が一様で空隙が少なく乾燥しているため、腐植の生成が不十分であり物理性、科学性ともに劣る土壌である。

一方、東側の地域は常風の影響も少なく地形的条件にも恵まれており、物理性、科学性とも比較的良好である。明神峠・大洞山地域の土壌は、宝永山の噴出物である火山砂、火山礫が混交した土壌で、腐食の混入は少ないが地形が急峻なため葡行土又は崩積土が多く、物理性は比較的良好である。また、適潤性の褐色森林土や黒色土が広く分布し、尾根筋では乾性の褐色森林土や黒色土が出現している。

金時山地域の土壌は、愛鷹山と母材、地形、土壌等が類似しており、南西風の影響を受けて土壌は乾燥し、特に尾根筋では顕著である。山腹斜面では適潤性の褐色森林土や黒色土が多く、北部の沢筋では湿性の褐色森林土が、尾根筋では乾性の褐色森林土や黒色土が出現している。

ウ 気候

当計画区の気候は、年平均気温は16℃、年間降水量は1,000~3,100mm程度であり、比較的温暖で降水量が豊かなため森林の生育に適した条件となっているが、富士山の影響による気象の変化が著しく、富士山から大洞山、三国峠付近までの高標高域では冬季に積雪がある。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約8千haで立木地面積の58%を占め、樹種別にはヒノキ58%、ウラジロモミ19%、カラマツ6%、スギ4%、その他13%となっている。

齢級配置は、 $I \sim IV$ 齢級 $(1 \sim 20$ 年生)が4%、 $V \sim WII$ 齢級 $(21 \sim 40$ 年生)が10%、IX齢級以上(41年生 $\sim)$ が86%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

富士山地域では、富士ヒノキのブランド材として、安定した供給が期待されるが、ニホンジカ、ツキノワグマによる剥皮被害が確認されている。特にニホンジカの被害は全域にわたることから、地域関係者と連携した計画的かつ効率的なシカ対策を進めているところである。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約6千haで立木地面積の42%を占めている。天然林の分布は、富士山地域が標高1,800m以上に多く、針葉樹はカラマツ、ウラジロモ

ミ、広葉樹はブナ、カンバ類、カエデ類の割合が高い。その他の地域は、おおよそ900m以上に分布し、針葉樹はウラジロモミ、コメツガ、広葉樹はブナ、ミズナラ等から構成される針広混交林が多い。これらブナ等からなる広葉樹林と、コメツガ、トウヒ、シラベ等からなる亜高山帯の針葉樹林は、良好な状態を維持しており、美しい自然景観を形成している林分が多い。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は902千人で、静岡県人口の25%を占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が2%、第2次産業が34%、第3次産業が64%で、第3次産業の比率が高く、第1次産業の比率が低くなっている。(令和2年国勢調査による。)

イ 土地の利用状況

当計画区内の土地面積139千haのうち、森林は79千haで57%を占めており、森林率は県平均の64%に比べ低くなっている。

富士山、愛鷹山、箱根山の山麓は人工林を主体とした森林のほか、農地が広がっており、南部や駿東の平坦地は、宅地や工業地帯として利用されている。

ウ 交通網

当計画区南側に、東海道新幹線、東名・新東名高速道路が東西に横断し、各種流通産業に大きな役割を担っている。それらと平行するようにJR東海道本線と国道1号線が走り、それにつながる国道、県道等が南北に交通網を形成している。

港湾は、海上交通の要として発展した田子の浦港、漁獲量が豊富な沼津港等が整備され、地域物流の拠点や商業施設等、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。

エ 地域産業の概況

当計画区を代表する富士山麓では、ヒノキの生産を主体とした林業や、林業用苗木の生産が盛んであり、平坦地では露地野菜や施設園芸、傾斜地では果樹園や茶畑、富士西麓地帯では酪農、養豚、養鶏等、多様な農業経営が行われている。また、駿河湾の豊かな資源を活用した漁業や水産加工等の第1次産業が多岐にわたって行われている。

第2次産業では、国内有数の生産地となっている紙・パルプ産業やエレクトロニクス、バイオテクノロジーを始めとする先端技術産業が盛んである。

第3次産業では、医療、福祉、運輸業等が発展しているが、富士山世界文化遺産を取り巻く 宿泊施設や観光施設による経済効果も大きく、新たな需要創出も期待されている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区は、静岡県でも有数な林業地である。特に、ヒノキは「富士ヒノキ」ブランド材と して認知されており、新たな販路拡大を目指している。

素材生産は、国有林が率先して低コスト化に努め、主伐・再造林を推進している。静岡県の 素材生産量は、近年ほぼ横ばい状態で推移している。

スギ・ヒノキを主体とする林業用苗木の生産量は85万本で、造林用苗木の一大生産地として

の役割を果たしており、コンテナ苗生産も取り組まれている。

特用林産物は生・乾しいたけ、まいたけ、ぶなしめじ等多様な品目の生産が行われている。 計画区内には6つの森林組合があり、造林・保育・生産・販売・加工等の事業を通して地域 林業の担い手として重要な役割を果たしている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分(令和3年度~令和7年度)における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(令和7年度は、実行予定を計上した。)

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、伐採面積の縮小、森林のモザイク的な配置等に努め、林地の保全など公益的機能の確保に配慮し、計画的、安定的な木材の供給に努めてきたが、結果的に計画量を下回った。

間伐は、適正な本数密度や公益的機能の維持・増進を図るため、積極的に実施してきたが、計画した林分の生育状況や搬出条件等が整わず、一部の実行を見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回ることとなった。

単位 材積:m 面積:ha

□ /\	前計画の前	7半5か年分	実行結果		
区分	主伐	間伐	主 伐	間伐	
伐採量	130,000	143, 000	64, 478	90, 240	
(間伐面積)		(1, 429)		(799)	

(2) 人工造林及び天然更新別面積

人工造林については、主伐の実行量が計画量を下回ったため、更新量も計画量を下回った。 天然更新については、前計画期間の更新判断を本計画中に実施するため、結果は出なかった。

単位 面積:ha

	前計画の前	半5か年分	実行結果		
区分	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新	
更新量	275	55	125	_	

(3) 林道等の開設及び拡張(改良)の数量

林道等の開設については、森林整備を優先すべき箇所と既設路網の配置等も含め検討しつつ、 路網整備を優先的に実施する必要のある路線を選定し実施したため、結果的に計画量を下回っ た。

林道等の拡張については、開設と同様に森林整備の優先度、既設路網の耐久性等を検討し、優 先すべき路線の拡張を実施したため、結果的に計画量を下回った。

単位 開設:m 拡張:路線数

₩ /\	前計画の前	半5か年分	実行結果			
区分	開設	拡張	開設	拡張		
林道	29, 640	41	1, 219	15		
うち林業専用道	26, 110	5	1, 219	0		

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

治山事業については、山地災害の復旧を目的に渓間工及び山腹工を計画したが、事業の実行に当たっては、保全対象とする施設等に対する復旧事業を優先し実行した結果、計画量を下回った。

単位 地区数

区分	前計画の前	半5か年分	実行結果		
<u>Δ</u> η	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	
地区数	36		14	_	

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の 開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするとともに、この目標を実現する ために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとする。

この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源 を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 市町村別面積

単位 面積:ha

				1			「屋 園頂・116
区		分		面	積	備	考
総		数			16, 943. 98		
	沼	津	市		1, 358. 80		
	富	士 宮	市		6, 945. 50		
市町	富	士	市		1, 904. 93		
村 別	御	殿場	市		2, 101. 75		
内訳	裾	野	市		1, 192. 42		
п/\	長	泉	町		338. 87		
	小	Щ	町		3, 101. 71		

- -----(注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
 - 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び静岡森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる ため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進す る。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。 なお、地球環境保全機能については、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林 の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があ る。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等 に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設 が整備されている森林

才 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上 等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成 長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。

各機能の高度発揮を図るため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林 資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再造林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病害虫や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、以下のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、 湧水地及び渓流等の周辺に存在する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林と して整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林 の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、 林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応 じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する 森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果 が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進 する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を 果たしている森林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林 公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・ レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に 応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

才 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

力 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたが り特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林について は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積:ha

	区 分	現 況	計画期末
	育成単層林	7, 620. 56	7, 534. 62
面積	育成複層林	734. 29	820. 23
作	天 然 生 林	5, 743. 78	5, 743. 78
	森林蓄積 ㎡/ha	191	200

- (注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容について は、以下のとおり。
 - (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為**1により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業 (以下「育成単層林へ導くための施業」という。)。
 - (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※2}を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として人為により成立させ維持する施業(以下「育成複層林へ導くための施業」という。)。
 - (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する 施業(以下「天然生林へ導くための施業」という。)。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

- 2 現況については、令和7年3月31日現在の数値である。
- その他必要な事項 特になし。

^{※1 「}人為」とは、植栽、更新補助(落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

^{※2 「}複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び 保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林 (森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林をいう。)については、制 限の範囲内で必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないよう、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐 採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の 面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致 の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育 している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、 地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を 図る
- g アカマツの天然下種更新やクヌギ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然 更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等に ついて十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状

況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内(伐採後に人工造林により更新する場合は40%以内)とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未 満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成 に努める。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、 樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び 種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、 伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合 には、1伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1ha以下、 帯状の場合には伐採幅を樹高の2倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする
- ・ 林地や渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持 等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項による。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位:年

				樹	種			
地区	スギ	ヒノキ	アカマツクロマツ	モミッガ	テーダマッ	その他 針葉樹	コナラクヌギ	その他 広葉樹
全域	40	45	35	50	30	50	15	25

⁽注) 「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

(3) その他必要な事項 特になし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してからおおむね2年以内に効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する とともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たっては、可能な限り特定苗木やその他の花粉の少ない苗木(無花 粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木等)の増加に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本 数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつ つ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図ら れるよう実施する。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、保安林の指定施業要件で植栽本数の下限が定められている場合は、その本数以上とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

工 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や 生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の獣害防止施設等の整備や捕獲等を 行う。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備等を推進する。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な 更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえた有用天然木又は高木性の天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、 稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な 本数の植込みを行う。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の有用天然木及
天然下種第2類		び高木性の天然木が5,000本/ha 以上林地にほぼ均等に成立した
ぼ う 芽	搬出完了後3年目	ときとする。

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類:天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
 - 2 天然下種第2類:天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。
 - 3 ぼ う 芽:主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉(隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や林冠がうっ閉する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

なお、樹冠疎密度が10分の8以上の林分を対象とし、間伐率は材積比35%を超えず、かつ、 その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から 起算して、おおむね5年後において、その森林の樹冠の密度が10分の8以上に回復することが 確実と認められる範囲内の伐採率とする。

14:4	14	間 伐 時 期 (年)					間伐の方法
樹種	梩	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	○風害のおそれがある場合、国土
ス	ギ	25	35	(45)	(55)	(65)	保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状
ヒ /	ノキ	30	40	(50)	(60)	(70)	間伐とする。
アカ	マツ	30	40	(50)	(60)	_	○間伐率は、材積比20~35%とす る。
カラ	マツ	25	35	(45)	(55)	_	

(注) ()は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、下表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

拉掛掛種	佐光廷					経		過	2	数	(年	戶)				
植栽樹種	作業種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	下刈	\leftarrow				\rightarrow										
スギ	つる切						\leftarrow		Δ				Δ			->
	除伐							\leftarrow		Δ				Δ		\rightarrow
	下刈	\leftarrow				\rightarrow		,								-
ヒノキ	つる切						\leftarrow		Δ				Δ			\rightarrow
	除伐						-	\leftarrow		Δ					Δ	\rightarrow
	下刈	←			\rightarrow											
アカマツカラマツ	つる切					\leftarrow		Δ				Δ				\rightarrow
	除伐					-	\leftarrow		Δ					Δ		\rightarrow

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行う。
 - 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施と する。
 - 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
 - 4 実行に当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の 生育に支障がないと認められる時点とする。
 - (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行う。
 - (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
 - 5 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分 考慮して、適切に実施する。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

- 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (1)公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに 別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当 該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、そ の配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。
- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
- (ア)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林の区域

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の 位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保 の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、 地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置につい てできるだけまとまりをもたせて定める。
- (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 保健・レクリエーション機能又は文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求め られている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理 経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定め る。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリ エーションの森等については、この限りでない。
- イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法 公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

公益的機能別應業無外的	
① 水源涵養機能	次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確
	保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期
	の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小
	を推進
	(ア) 地 形
	a 標高の高い地域
	b 傾斜が急峻な地域
	c 谷密度の大きい地域
	d 起伏量の大きい地域
	e 渓床又は河床勾配の急な地域
	f 掌状型集水区域
	(イ) 気 象
	a 年平均又は季節的降水量の多い地域
	b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
	(ウ) その他
	大面積の伐採が行われがちな地域
② 山地災害防止機能	次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は
/土壌保全機能	道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある
	森林については、複層林施業を推進
	(ア) 地 形
	a 傾斜が急な箇所
	b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所
	c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部
	分を持っている箇所
	(イ) 地 質
	a 基岩の風化が異常に進んだ箇所
	b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所
	c 破砕帯又は断層線上にある箇所
	d 流れ盤となっている箇所
	(ウ) 土壌等
	a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土
	歯からなっている箇所
	b 土層内に異常な帯水層がある箇所
	c 石礫地からなっている箇所
	d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所
③ 快適環境形成機能	次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のた
	め伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業
	を推進

	(ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とし
	た安定した林相をなしている森林
	(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森
	林
	(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
④ 保健・レクリエー	次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並び
ション機能/文化	に保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要があ
機能/生物多様性	る森林については、複層林施業を推進((エ)については、択
保全機能	伐による複層林施業に限る。)
	(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美
	を構成する森林
	(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望
	点から望見されるもの
	(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場
	として特に利用されている森林
	(エ) 希少な生物の保護のため必要な森林

注:②~④までにあっては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、 生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項 特になし。

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、林道、林業専用道、森林作業道からなるものとし、その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や排水施設の適切な設置等を推進する。

既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化に対応できるよう曲線部の拡幅や排 水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状

単位 延長:km

区分	路	線	数	延	長	
基幹路網			85			222
うち林業専用道			3			2

- (注) 現状については、令和7年3月31日現在の数値である。
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度:m/ha

区分	作業システム	路網密度	
	作表グステム	<u> </u>	基幹路網
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15°~30°)	車両系作業システム	85以上	0ED1 F
中傾斜地(19 ~ 30)	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60<50>以上	1EN L
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	架線系作業システム	20<15>以上	15以上
急 峻 地(35°~)	架線系作業システム	5以上	5以上

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等

を移動させて木材を吊り下げ集積するシステムをいう。タワーヤーダ等を活用する。

- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導 する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形等の条件に応じた集材方法及び使用機械を 選択するなど、適切なシステムを選択する。

特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の 更新や森林の土地の保全に支障を来す場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作 設は避け、架線によることとするなど十分に配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合は、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

- (4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。
- (5) その他必要な事項特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業経営体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営体の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営体の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、安全を確保しつつ森林施業の効率化、作業の省力化・労働強度の軽減を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業経営体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として進める間伐等の森林整備に伴い生産される間伐材等については、建築用材を始め合板や集成材、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した原木を安定的に供給し得る体制の整備に努める。その一環として、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「システム販売」など、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済 情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹 等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組む。

(5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、公益的機能維持増進協定の締結による森林の整備、森林共同施業団地の設定、民有林と国有林が連携したシステム販売等を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次の とおり定める。

単位 面積:ha

*	# の ま <i>左</i>			中 匹	<u></u>
-	林の所在				考
市町村	区域(林班)	面積	留意すべき事項	(該当する	5 保安林種
				等)
沼 津 市	401~434、447~450		水源の涵養	水かん	1, 285. 23
[西浦]	1~4				
	=1	1 005 00			
	計	1, 285. 23			
富士宮市	1, 2, 4~8, 10~15,		水源の涵養	水かん	6, 402. 05
	$17\sim21$, (22), $24\sim27$,		土砂流出の防備	土流	47.11
	(28), 29, 30, 32, 33,		砂防指定地	砂防	15.65
	$35\sim38$, (39), $41\sim43$,			土砂特警	14. 45
	$45\sim73$, (74) , $75\sim90$,			土砂警	1. 12
	(91) , $92\sim114$, (115) ,				
	116、117、(122)、123~				
	150、152~157、159~				
	162、164、(165)、166~				
	168、(169)、170、				
	(171), (172), 210,				
	246~267、284~291、				
	(292) , $293\sim296$,				
	(297) , $298\sim300$				
[白糸]	(1)				
	計	6, 449. 84			
富士市	173、174、176~191、		水源の涵養	水かん	1, 847. 83
	193、194、(195)、				
	$196\sim199$, $(200\sim202)$,				
	203、205				
	計	1, 847. 83			
御殿場市	460~463、466~469、		水源の涵養	水かん	1, 265. 22
	(472) , $473\sim475$,			土砂特警	3. 29
	(476)、(477)、(484)、			土砂警	6.42
	485、(501)、561~582			危険土砂	153. 90
	計	1, 266. 37			

裾	野	市	442~446、452、453、		水源の涵養	水かん	752. 29
			456、457、459、464、		土砂流出の防備	土流	271. 18
			(465)、470、471、478~				
			482、(483)				
			計	1, 023. 47			
長	泉	町	435~443、451		水源の涵養	水かん	331. 93
			計	331. 93			
小	山	山	486~495、(496)、497、		水源の涵養	水かん	2, 234. 50
			498、(500)、(505)、			危険土砂	477. 25
			506~515, 518~551,				
			553~560				
			計	2, 239. 96			
総		数		14, 444. 63			

- (注) 1 市町村欄の[] は公有林野等官行造林地である。
 - 2 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。
 - 3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略	称	該	当	する	5 保	安	林	種	等	略	称	該当する保安林種等
水力	かん	水	源	カゝ	λ	養	保	安	林	土	流	土砂流出防備保安林
砂	防	砂	ı	防	指		定		地	土砂	性 敬	土砂災害防止法に基づく
419	197	1139		D)	1日		Æ		IE.	1. 419	17 言	土砂災害特別警戒区域
		<u>+ 7</u>)L ((('	宝陆	止法	ルテ 指	tべ	/ 	- <i>Ti</i> /l:			山地災害危険地区調査要領に
土石	沙 警	災	害		业仏 警	に産戒	_₹ ノ >		域	危険	土砂	基づく山地災害危険地区
		火	Þ	r .		八人	Ľ	<u>,</u>	现			(崩壊土砂流出危険地区)

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積:ha

	区	分	森林の所在	面積	搬出方法
	総	数		94. 65	
市町村別内訳	卻	津市	409 い1 410 と2 411 ろ3、は、り 412 い3、ろ、に1、ほ 414 い3 415 ぬ 562 に 564 い 565 は 566 と、ぬ1、ぬ2 567 ろ	21. 57	原則架線集材とする。**

			570	は、ち	
			571	は	
小	山	町	529	は3	47.71
			531	ろ1、ろ3、ほ1、ほ2	
			533	ろ2、 に	
			534	1ま2	
			539	ろ5	
			542	へ、と	
			543	ろ	
			544	に1	
			545	~1	
			557	は	

(注) 森林の所在は、林班、小班等により表示するものとする。

※ 当該小班のうち急傾斜地に該当せず、地質や相対的な地形等から判断して森林作業道 を開設しても崩壊や土砂流出等のおそれがないと判断できる範囲で作業を行う場合は、車 両系による集材を可能とする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律 第191号)に基づき、静岡県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水 性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵 守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ-第2-1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針 該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ-第2-1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

- ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化
- ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、渓流生態系にも配慮した林 相転換等による流木災害リスクの軽減
 - こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組と連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICT や新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

鳥獣被害の防止については、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、誘引狙撃等の銃器やくくりわなによる捕獲並びにセンサーカメラによる生息状況等のモニタリングの実施、防護柵、幼齢木保護具、剥皮防止帯の設置等による植栽木の保護措置を実施し、鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施 策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意 工夫を図りながら設置コストの抑制に努める。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の連携を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの 地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等におけ る広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針 (3に掲げる事項を除く。)

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

当計画区の国有林においては、富士山麓にニホンノウサギ、ノネズミ、ニホンツキノワグマ等の被害が発生していることから、樹木保護資材、忌避剤、殺鼠剤等による対策を効率的かつ効果的に行うこととする。また、地方公共団体など関係機関と連携し、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対策に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害、豪雨災害や風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止対策の実施に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千㎡

	<u>ت</u>	区分		総数			主 伐			間 伐	
		分	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
	総	数	462	451	11	98	94	4	364	358	7
	う ⁻ 5	ち前半 年 分	228	223	5	49	46	2	179	176	3

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間 伐 面 積
総数	3, 589
うち前半5年分	1,707

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区分	人工造林	天然更新
総数	427	
うち前半5年分	253	_

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m 面積:ha

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	世		l惧.IIa
開設 改良 別	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
開設	•	総数		23路線	53, 367		27, 480		
	自動	林業	沼津市	愛鷹山	3, 300	61	3, 300	1	424外
	車道	専用道		愛鷹山支線	2, 100	53	-	2	429外
			計	2路線	5, 400	114	3, 300		
			富士宮市	広見東支線	2, 280	80	2, 280	3	263外
				六番	770	41	770	4	111外
				大沢第二	1,560	95	1, 560	5	288外
				大沢支線	730	26	730	6	293外
				西臼塚支線	4,820	199	4, 820	7	162外
				吉原支線	920	41	920	8	171外
				白塚	3, 530	257	3, 530	9	99外
				栗ノ木沢分線	1, 130	31	-	10	2
				富士山西麓	7,830	336	-	11	258外
				表富士 (二合目)	3, 190	183	_	12	87外
			計	10路線	26, 760		14, 610		
			富士市	西臼塚	810	28	810	13	203外
				二番	2, 540	48	2, 540	14	203外
				大渕支線	650	20	650	15	202
				浅木塚支線	580	10	580	16	205
			計	4路線	4, 580		4, 580		
			御殿場市	深沢支線	2, 290	57	2, 290	17	573外
			計	1路線	2, 290		2, 290		
			裾野市	浅木塚	1,650	32	1,650	18	479外
			計	1路線	1,650		1,650		
			小山町	湯船第二支線	1,050	10	1, 050	19	545外
				北山	377	6	_	20	518外
				乙女 (乙女)	1,460	31	_	21	558外
				湯船支線	4, 900	86	_	22	547外
				大洞支線	4, 900	67		23	514外
			計	5路線	12, 687		1, 050		

⁽注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m 面積:ha

_	1	1	1	1	,		型	₹:m [国碩:ha
開設 改良 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	うち 前半 5年 分	対図番 号	備考 (林班)
改良		総 数		92路線	2, 115		2, 115		
	自動	林道	沼津市	愛鷹 (愛鷹)	70		70		415外
	車道	/		愛鷹 (池ノ平)	50		50		432外
	(改良)	林業		愛鷹	10		10		432
		専用道		春山	50		50		409外
				愛鷹支線	30		30		437外
				春山支線	10		10		402外
			_	本沢	10		10		418外
				大沢	20		20		411外
				大沢支線	20		20		419外
			計	9路線	270		270		
			富士宮市	富士山(大淵)	50		50		193外
				富士山(北山)	80		80		117外
				富士山(上井出)	60		60		251外
				富士山 (大宮)	40		40		109外
				富士山 (大宮間伐)	30		30		161外
				西富士 (北山)	40		40		70外
				西富士(十万石)	20		20		21外
				西富士(栗ノ木沢)	10		10		22外
				西富士(栗ノ木沢支線)	15		15		8外
				表富士 (二合目)	20		20		156外
				北山	15		15		299外
				大沢	10		10		300外
				十万石	15		15		38外
				一本木	20		20		250外
				広見	20		20		257外
				栗ノ木沢	15		15		15外
				吉原	30		30		171外
				白塚	40		40		102外
				桜木	30		30		262
				桜木西	35		35		254外
				六番	20		20		164外
				上井出支線	25		25		43外
				今井沢	15		15		264

	深沢	10	10	261外
	吉原支線	30	30	171
	一本木西	15	15	251外
	鉄塔土場	20	20	247外
	広見東	10	10	267外
	広見北	15	15	266外
	高土	15	15	38外
	表臼塚	20	20	56外
	大沢第2	40	40	292外
	上井出第2支線	25	25	26外
	広見支線	30	30	259
	広見東支線	10	10	261外
<u></u> 計	35路線	895	895	20171
富士市	富士山(大淵)	40	40	199外
H - 11,	吉原	20	20	199外
	丸尾	15	15	200外
	西臼塚	55	55	203外
	吉原支線	10	10	196
	大渕支線	10	10	197
	浅木塚	10	10	205
計	7路線	160	160	203
御殿場市	乙女(金時山)	20	20	
14/6文/勿口	乙女(二子山)	20	20	579外
	乙女(深沢)	30	30	570外
	乙女(乙女)	30	30	562外
	南山	10	10	472外
	長尾	15	15	580外
	長尾支線	5	5	581
	二子山支線	10	10	582
	二子山分線	10	10	582外
計	9路線	150	150	3027
裾野市	愛鷹 (細野沢)	20	20	446外
[[7]] [1]	南山	10	10	459
	下和田	10	10	409
	浅木塚	30	30	482外
	モグラ上	15	15	446外
	細野沢支線	10	10	44091
<u></u> 計	6路線	95	95	444
				120 H
長泉町	愛鷹(池ノ平)	50	50	438外

			I	
	愛鷹 (細野沢)	10	10	442外
	愛鷹	10	10	
	池の平	30	30	442外
	池の平支線	10	10	439外
	愛鷹支線	10	10	438外
	モグラ上	10	10	441外
計	7路線	130	130	
小山町	湯船(湯船)	100	100	549外
	湯船(唯念寺)	20	20	536外
	湯船(横道)	10	10	530外
	乙女 (金時山)	20	20	560外
	乙女 (乙女)	15	15	560外
	大洞	30	30	508外
	大野	10	10	528外
	湯船	10	10	536外
	金時山	20	20	554外
	仁杉	20	20	492外
	湯船併用	10	10	536外
	湯船支線	20	20	546外
	北山	30	30	523外
	大野支線	10	10	526外
	大野第2支線	20	20	528外
	大洞支線	30	30	509外
	大洞第二支線	20	20	505
	北山支線	10	10	523
	唯念寺支線	10	10	536
計	19路線	415	415	

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
		プロ削干3千万	
総数(実面積)	14, 437. 37	14, 437. 47	
水源涵養のための保安林	14, 118. 95	14, 119. 05	
災害防備のための保安林	318. 29	318. 29	
保健・風致の保存等のための保安林	4, 450. 08	4, 450. 08	

- (注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のため の保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。
 - 2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。
 - 3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備保安林。
 - 4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。
 - ② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

		森 林 の 所 在					
指定 解除	種類	市町村	区 域(林班)	面積	う ち前 半5 年分	指定又は解除を 必要とする理由	
解除	総	数		0. 10	0		
	水かん	計		0.10	0	公益上の理由によ	
		小山町	494 • 495 • 500 • 529	0.10	0	る解除 (道路用地)	

- (注) 本表の種類欄に記載した略称は第4-1-(1) に準ずる。
 - ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。
 - (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 該当なし。
 - (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

	森林の所在		山 事 業 ^{〒地区数} 主な工種			· 1#	/ -++:	-17 .
市町村	区域(林班)		うち前半 5 年 分		土な工作		備	考
富士宮市	5, 12, 19, 27, 35, 62, 68,			渓	間	工		
	85、86、91、96、109、110、			山	腹	工		
	112、113、126、131、136、	28	28					
	141、159、161、164~166、169							
	~171, 210							
富 士 市	195、200、202、203	4	4	渓	間	工		
小 山 町	491、492、518、523~525、			渓	間	工		
	535、537、538、548~551	13	13	山	腹	工		
				治	山 運	搬路		
御殿場市	581	1	1	渓	間	工		
		1	1					
合 計		46	46					

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積:ha

	森木	木の所在	- ~	M. M. L. M.	備考	<u> </u>	
種類	市町村	区域(林班)	面積	施業方法	(重複制限林)		
水かん	総数		14, 119. 05	別表3、			
	 沼津市	401~434	1, 285. 23	4のと		221.63	
	,	447~450	,	おり	国立特 2	0.78	
	[西浦]	1~4			県自環特	221.63	
	富士宮市	1, 2, 4~8,	6, 402. 05		保健林	2, 547. 94	
		10~15、			砂防指定	0.06	
		17~22、			鳥獣特保	1, 350. 81	
		24~30, 32,			特史跡	1, 459. 73	
		33、35~39、			国定特保	73. 09	
		41~43、			国立特1	559. 52	
		45~117、			国立特 2	718. 20	
		122~150、			国立特3	1, 138. 28	
		$152 \sim 157$, $159 \sim 162$,					
		$164 \sim 172, 210,$					
		$246\sim267$					
		284~300					
	[白糸]	1					
	富士市	173、174、	1, 847. 83		保健林	662.11	
		176~191、			鳥獣特保	357.33	
		193~203、205			特史跡	357. 33	
					国定特保	3.01	
					国立特1	58. 75	
					国立特 2	295. 57	
	//	100 100	1 005 00		国立特3	181. 53	
	御殿場市	460~463、	1, 265. 22		保健林	275. 73	
		466~469			鳥獣特保	94. 83	
		472~477、484、 485、501、561~			特史跡 国立特 1	1.94	
		485, 501, 561~ 582			国立特 1 国立特 2	40. 31 59. 93	
		002			国立特3	208. 02	
	裾野市	442~446, 452,	752. 29		保健林	316. 02	
	p.m. 9 111	456、457、459、			鳥獣特保	120. 78	
		464、465、470、			特史跡	87. 55	
		471,			国立特1	25.71	
		478~483			国立特2	61.84	
					国立特3	42.44	
					県自環特	8. 59	
	長泉町	435~443、451	331. 93		保健林	83. 98	
					県自環特	68.77	

単位 面積:ha

	木 +	+ の			- 1414				
種類	新 17 	* の 所 在	面積	施業方法	備考				
1	市町村	区域(林班)	ш	767K73 IA	(重複制限	(林)			
水かん	小山町	486~498, 500,	2, 234. 50	別表3、	保健林	57. 05			
		505~515、		4のと	鳥獣特保	246.38			
		518~551、		おり	特史跡	155. 47			
		553~560			国立特保	26. 79			
					国立特1	92.11			
					国立特3	68.74			
					県自環特	204. 91			
土砂流出	総数		318. 29	別表3、					
	富士宮市	5, 12, 19, 27,	47. 11	4のと	保健林	14. 31			
	H - 1 11	35, 46, 52,	11.11	おり	砂防指定	15. 32			
		62、68、74			鳥獣特保	14. 31			
					特史跡	14. 31			
					国立特保	1.80			
					国立特1	4. 39			
					国立特2	8. 12			
					国立特3	7. 75			
	裾野市	452, 453	271. 18		保健林	271. 18			
					鳥獣特保	192.65			
					国立特2	26. 32			
					県自環特	244. 86			
保健林	総数		4, 450. 08	別表3、4のと					
	沼津市	447~450	221.63	おり	水かん	221.63			
				40.7	県自環特	221.63			
	富士宮市	46~57、	2, 562. 38		水かん	2, 547. 94			
		74~86, 91,			土砂流出	14. 31			
		96、100、104、			砂防指定	2.63			
		108、111、114、			鳥獣特保	1, 360. 62			
		117、			特史跡	1, 469. 56			
		122~150、			国立特保	74. 89			
		152~157、 159~162、			国立特 1 国立特 2	563. 91 721. 82			
		$164 \sim 167$			国立特 2	445. 50			
		$169 \sim 172$				445.50			
	富士市	173, 174,	662.11		水かん	662. 11			
		176~187、195、			鳥獣特保	357. 33			
		201			特史跡	357. 33			
					国立特保	3.01			
					国立特1	58. 75			
					国立特2	295. 57			
					国立特3	181. 53			

					<u> </u>	則惧:na
1手 火石	森木	木の所在	7	مالا مالد کامل	備考	
種類	市町村	区域(林班)	面積	施業方法	(重複制限	林)
保 健 林	御殿場市	460~463、484、 562~567、 569~572、575、 576	275. 73	別表3、 4のと おり	水かん 鳥獣特保 特史跡 国立特1 国立特2 国立特3	275. 73 94. 83 1. 94 40. 31 49. 57 92. 89
	裾野市	445、452、453、 459、464、465、 470、471、478、 483	587. 20		水かん 土砂流出 鳥獣特保 特史跡 国立特1 国立特3 県自環特	316. 02 271. 18 313. 43 87. 55 25. 71 88. 16 42. 44 252. 08
	長泉町	437~441、451	83. 98		水かん 県自環特	83. 98 68. 77
	小山町	556~558	57. 05		水かん 国立特保 国立特1	57. 05 26. 79 30. 26
砂防指定	総数		15.65	別表6		
	富士宮市	5、12、19、27、 35、46、52、 62、68、74	15. 65	のとお り	水かん 土砂流出 保健林 鳥獣特保 特史跡 国立特保 国立特1 国立特2 国立特3	0. 06 15. 32 2. 63 2. 82 2. 82 0. 19 0. 24 2. 39 2. 68
国立特保	総数		1, 035. 02	別表 5 のとお		
	富士宮市	74、122、172	463. 37	n n	水かん 土砂流出 保健林 砂防指定 鳥獣特保 特史跡	73. 09 1. 80 74. 89 0. 19 463. 37 463. 37
	富士市	201	37. 78		水かん 保健林 鳥獣特保 特史跡	3. 01 3. 01 37. 78 37. 78
	御殿場市	484、499	192. 49		鳥獣特保 特史跡	192. 49 192. 49
	裾野市	483	94. 66		鳥獣特保 特史跡	94. 66 94. 66

単位 面積:ha

	I		1	I	<u> </u>	山惧:na
種類	森木	木の所在	- 面積	施業方法	備考	
	市町村	区域(林班)	ш 1х	70707	(重複制限林)	
国立特保	小山町	500、556、557	246. 72	別表 5 のとお り	水かん 保健林 鳥獣特保 特史跡	26. 79 26. 79 219. 83 219. 83
国立特1	総数		1, 642. 10	別表5		
	富士宮市	74、122、172	577. 73	のとお り	水かん 土砂流出 保健林 砂防指定 鳥獣特保 特史跡	559. 52 4. 39 563. 91 0. 24 577. 73 577. 73
	富士市	201	58. 75		水かん 保健林 鳥獣特保 特史跡	58. 75 58. 75 58. 75 58. 75 58. 75
	御殿場市	484、499、 562~567、569	506. 17		水かん 保健林 鳥獣特保 特史跡	40. 31 40. 31 467. 73 467. 73
	裾野市	483	92. 41		水かん 保健林 鳥獣特保 特史跡	25. 71 25. 71 92. 41 92. 41
	小山町	500、556~558	407.04		水かん 保健林 鳥獣特保 特史跡	92. 11 30. 26 376. 77 376. 77
国立特 2	総数		1, 183. 40			
	沼津市 [西浦]	1	0.78	のとお り	水かん	0.78
	富士宮市	46~57, 75~86, 123~130, 134, 135	735. 70		水かん 土砂流出 保健林 砂防指定 鳥獣特保 特史跡	718. 20 8. 12 721. 82 2. 39 735. 70 735. 70
	富士市	173、174、176、 201	295. 57		水かん 保健林 鳥獣特保 特史跡	295. 57 295. 57 295. 57 295. 57
	御殿場市	571、572、 575~577	62. 26		水かん 保健林	59. 93 49. 57

	森木	* の 所 在				旬槓:ha
種類	市町村	区域(林班)	面積	施業方法	備 考 (重複制限林	:)
国立特 2	裾野市	453、483	89.09	別表 5 のとお り	水かん 土砂流出 保健林 鳥獣特保 特史跡	61. 84 26. 32 88. 16 89. 09 62. 77
国立特3	総数		1, 918. 92	別表 5	19.269	02.11
	富士宮市	1, 2, 4~8, 10~12, 58~67, 87~96, 100, 104, 108, 111, 114, 117, 131~133, 136~145, 156, 157, 161~162, 165, 166, 169, 170	1, 156. 91	のとお り	水かん 1 土砂流出 保健林 砂防指定 特史跡	, 138. 28 7. 75 445. 50 2. 68 110. 33
	富士市	177~187	181. 53		水かん保健林	181. 53 181. 53
	御殿場市	484、501、 563~566、575、 576	323. 07		水かん 保健林 鳥獣特保	208. 02 92. 89 175. 84
	裾野市	459、483	43.65		水かん 保健林 鳥獣特保	42. 44 42. 44 34. 44
	小山町	494、495、500	213. 76		水かん 鳥獣特保 特史跡	68. 74 186. 47 72. 43
県自環特	総数		749.07	別表 6 のとお		
	沼津市	447~450	221.63	b	水かん 保健林	221. 63 221. 63
	裾野市	452、453	253. 45		水かん 土砂流出 保健林 鳥獣特保	8. 59 244. 86 252. 08 166. 33
	長泉町	451	68.77		水かん 保健林	68. 77 68. 77
	小山町	515、521、522、 530~535	205. 22		水かん	204. 91
鳥獣特保	総数		4, 521. 14	別表 6 のとお り		

単位 面積:ha

					<u> </u>	<u></u> 国惧:na
種類	森林	木の所在	面積	施業方法	備考	
	市町村	区域(林班)	ш ТХ	70/C/J 14	(重複制限	·林)
鳥獣特保	富士宮市	46~57、	1, 776. 80	別表 6	水かん	1, 350. 81
		74~86、		のとお	土砂流出	14. 31
		122~130, 134,		り	保健林	1, 360. 62
		135、172			砂防指定	2.82
					特史跡	1, 776. 80
					国立特保	463. 37
					国立特1	577.73
					国立特2	735. 70
	富士市	$173\sim174$, 176 ,	392. 10		水かん	357. 33
		201			保健林	357. 33
					特史跡	392. 10
					国立特保	37. 78
					国立特1	58. 75
	//				国立特2	295. 57
	御殿場市	484、499	836.06		水かん	94. 83
					保健林	94. 83
					特史跡	660. 22
					国特保	192. 49
					国立特1	467. 73
	地取士	452 402	476 02		国立特3	175. 84
	裾野市	453、483	476. 93		水かん 土砂流出	120. 78 192. 65
					工砂加山 保健林	313. 43
					特史跡	249. 84
					国特保	94. 66
					国立特 1	92. 41
					国立特2	89. 09
					国立特3	34. 44
					県自環特	166. 33
	小山町	500	1, 039. 25		水かん	246. 38
	* 1 . *		_,		特史跡	649.76
					国立特保	219.83
					国立特1	376.77
					国立特3	186.47
特史跡	総数		3, 883. 79	別表6		
	富士宮市	46~57、	1, 887. 13	のとお り	水かん	1, 459. 73
		74~86、) 	土砂流出	14. 31
		91, 96, 100,			保健林	1, 469. 56
		104、108、111、			砂防指定	2.82
		114、117、			鳥獣特保	1, 776. 80
		122~130、			国特保	463. 37
		134、135、172			国立特1	577.73
					国立特2	735. 70
					国立特3	110. 33
<u> </u>		I	1	İ	ı	

種類	森林の所在		面積	松坐七汁	備	考
種類	市町村	区域(林班)	面積	施業方法	(重複制限林)	
特史跡	富士市	173、174、176、	392. 10	別表 6	水かん	357.33
		201		のとお	保健林	357. 33
				り	鳥獣特保	392. 10
					国立特保	37. 78
					国立特1	58. 75
					国立特2	295. 57
	御殿場市	484、499	660. 22		水かん	1. 94
					保健林	1. 94
					鳥獣特保	660. 22
					国特保	192.49
					国立特1	467.73
	裾野市	483	249. 84		水かん	87.55
					保健林	87. 55
					鳥獣特保	249.84
					国特保	94.66
					国立特1	92.41
					国立特2	62.77
	小山町	494、495、500	694. 50		水かん	155. 47
					鳥獣特保	649.76
					国立特保	219.83
					国立特1	376.77
					国立特3	72.43

⁽注) 市町村欄の[]は、公有林野等官行造林地である。

本表に用いた略称

半 扱に用いた			
略称	正式名称	略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林	国立特保	国立公園特別保護地区
土砂流出	土砂流出防備保安林	国立特1	国立公園第1種特別地域
保 健 林	保健保安林	国立特 2	国立公園第2種特別地域
砂防指定	砂防指定地	国立特3	国立公園第3種特別地域
鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
特 史 跡	特別史跡名勝天然記念物		

2 その他必要な事項 特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市町村 森林の所在(林小班) 面積 塩業方法については、			- 単位	I 面槓:ha
語 本 市 計 1,272.18 I - 第3 - 4 - 4 1 - 4 - 4 1 - 4	市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	
沼 津 市 計 1,272.18	総数		16, 802. 12	施業方法については、
400~412 生 413 い1~に 414 い1~わ 415~431 全 432 い~ろ 433 全 434~450 全 計 6,906.81 富 士 宮 市 計 6,906.81 高 士 宮 市 計 6,906.81	沼 津 市	計	1, 272. 18	Ⅱ-第3-4
富 士 市 計 1,904.93	宮宮	413 い1~に 414 い1~わ 415~431 全 432 い~る 433 全 434 全 447~450 全 計 1 い1~は 2 全 4 ~8 全 10~15 全 17~22 全 24~30 全 32 全 33 全 35~39 全 41~43 全 45~116 全 117 い1~る 122~126 全 127 い1~は4 128~134 全 135 い1~は2 136~150 全 152~155 全 156 い~ら5 157 い~た 159 全 160 全 161 い1~イ 162 い~れ 164 全 166 い~か 167 全 168 全 169 い1~ふ、ロ1~チ2 170 い~ま、ロ~ニ 171 い1~ロ、ニ 172 全 210 い1~ろ5、ロ1~ボ 246~266 全 267 い1~ぬ		-(1)-イの
	宮 十 市		1 904 93	
	ᄪᅩᆘ		1, 504. 55	

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
		四 7点	
富 士 市	176 全		施業方法に
	177 V1~~		ついては、
	178 い1~と 179 全		Ⅱ-第3-4
	180 全		-(1)-イの
	181 い1~く 182 い1~ろ4		とおり
	183 い~ほ		
	184 い1~ち		
	185 全 186 い~わ		
	187 い~ぬ		
	188~191 全 193~203 全		
	205 全		
御殿場市	計	2, 101. 75	
	460~463 全		
	466~469 全 472 い1~ね、ハ		
	473 い1~る、ロ		
	474 い〜よ 475 い〜ら		
	476 全		
	477 全		
	484 全 485 い~る		
	499 全		
	501 い~と、ロ~ニ 561~582 全		
裾 野 市		1, 192. 42	
	442 い1~い2、は		
	443~446 全 452 全		
	453 全		
	456 全		
	457 全 459 全		
	464 い~は		
	465 い〜ち、ロ 470 全		
	471 い~ほ2、ニ~ヌ		
	478 全		
	479 い〜は 480〜483 全		
長泉町		338. 87	
	435 い~ね2		
	436 全		
	437 全 438 い~り		
	439~441 全		
	442 ろ1~ろ4、に 443 ろ~わ		
	443 ろ~わ 451 全		
<u> </u>			

市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
小 山 町	計	3, 085. 16	施業方法に
	486~488 全		ついては、
	489 い~へ 490~492 全		Ⅱ-第3-4
	493 V \~□		-(1)-イの
	494~497 全 498 い~ほ		とおり
	500 全		
	501 5~9		
	505 い~イ、ハ~ニ 506~515 全		
	518~525 全		
	526 い1~と		
	527 全 528 全		
	529 い~ほ2		
	530~551 全		
	553~560 全		

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の 維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

		<u> </u>	፲ 面槓:ha
市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
総数		3, 683. 04	施業方法に ついては、
沼 津 市	-1	233. 82	Ⅱ-第3-4 -(1)-イの
	409 全		とおり
	410 全 411 い1~に、~~り		
	412 全		
	413 11~12		
	414 い1~わ 415 い1~ほ1、~~ね		
	416 V13, D		
	419 ~1		
富士宮市		1, 619. 35	
	4 い3 5 い1、に~~1		
	10 kt1		
	11 3		
	12 は、ほ 17 は1		
	18 全		
	19 い1、ろ~ほ2		
	22 ち 24 い1		
	25 全		
	26 全		
	27 い1、い3~は 32 い1、ほ		
	33 全		
	35 全		
	39 い1、ろ1~ち 41 全		
	43 ろ1~ち		
	45 全 46 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A		
	46 い、は 52 い、は~に		
	60 V1		
	62 い~ろ 69 72		
	68~73 全 74 ほ~と、り		
	97 全		
	98 全		
	99 い~ろ、に1~に2 101 全		
	102 全		
	103 い1、い3~に2 104 い~ろ1		
	104 い~ろ1 105 全		
	106 全		
	107 い~は		
	108 121		

宫 上	宮市	109	全		伝光七汁に
自由 上	呂 111	110	全		施業方法に
			ぬ1、そ		ついては、
			全 2		Ⅱ-第3-4
			い~ち ~1、わ1、わ3、れ1		-(1)-イの
			v1~v3、32~1		とおり
			い~と4、り~る2		C 40 9
			~1, ~3~ \pm 1		
			E1, ∼6		
			い3 と1		
			い2、い5、い8、い10、は、む、ロ1~ロ3		
			V1, V3, P1~P2, =1~=2		
			V13、 1C1		
			V\5		
			い3、ろ1 い3、は1、に1、ほ		
			い1~い7、い9~は、ほ、~2~~3、~5~ち		
			い2、い4~ろ1、に1~ほ		
			い4~ろ3、は1~ほ2、り~る		
			は1~~、ち~り ろ8、は、~		
			v1, v3~31		
			い2~い4、い8、ろ2~ほ2、ほ5、ぬ		
			~296 全		
			い~ろ、に~ロ ~300 全		
富	士 市		—————————————————————————————————————	43. 90	
		184	5		
御殿	- 提 市	198	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ	453 63	
御殿	場市	198	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計	453.63	
御殿	場市	198 561	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ	453. 63	
御殿	場市	198 561 562 563	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に	453. 63	
御殿	場市	198 561 562 563 564	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に、イ	453. 63	
御殿	場市	198 561 562 563 564 565	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に、イ	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に い~に い~に い~は1、は3~と、り~ぬ2 い~は	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に、イ い~に い~は1、は3~と、り~ぬ2 い~は	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に、イ い~に い~は1、は3~と、り~ぬ2 い~は セ と	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に、イ い~に い~は1、は3~と、り~ぬ2 い~は	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に い~に い~に い~に い~に い~は い~は い~は 全 い~は い~は た い~は た い~は た い~は た い~に た な た な た な た な た な た な た な た な た な た	453. 63	
御 殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~= 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に い~は1、は3~と、り~ぬ2 い~は 全 い~は へは い~は 全 い~は と い~は い~に い~に い~に い~に い~に い~に い~に な	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に い~に い~に い~に い~は い~は い~は なっと、り~ぬ2 い~は 全 い~は い~に へ~り い~に へ~り	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~= 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に い~は1、は3~と、り~ぬ2 い~は 全 い~は へは い~は 全 い~は と い~は い~に い~に い~に い~に い~に い~に い~に な	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に、イ い~は1、は3~と、り~ぬ2 い~は 全 い~に、へ~り い~こ、へ~り い~へ ろ1~ほ 全 全 は は は は	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に い~に い~に い~は い~は い~は 全 い~は か~は 全 い~は た~な なっと い~と い~と なっと なっと い~と なっと なっと なっと なっと なっと なっと なっと なっと い~と なっと なっと なっと なっと なっと なっと なっと なっと なっと なっ	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に い~に い~に い~は い~は い~は か~は い~は か~に い~に ん い~に ん い ~し な な な な な な な な な な な な な な な な な な な	453. 63	
御殿	場市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581	か1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~= 計 全 い~に い1~に い~に い~に い~に い~に い~は 1、は3~と、り~ぬ2 い~は 全 い~は い~に へ~り い~こ ろ1~ほ 全 は は は は 全 い~し い~こ た なーと い ~し た れ た い ~し た た れ た い ~し た た れ た れ た れ た い ~し た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た		
	場市 市 市 市	561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582	か1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~= 計 全 い~に い1~に い~に、イ い~に い~は1、は3~と、り~ぬ2 い~は 全 い~は い~に へ~り い~に へ ろ1~ほ 全 全 は は は は は 全 い ~し い ~し 計 ー に を い ~し い ~し 計 ー に の ~し い ~し 計 ー に の ~し い	453. 63 370. 99	
		561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582	い1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に い~に い~に い~は 全 い~は 全 い~は い~に い~に い~に な~り い~に な~り い~に 全 は は は は は と 全 い (こ) い		
		561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582	か1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い1~に い~に い~に い~に い~に い~は か~は か~に い~に か~に い~に か~に か~に か~に か~に か~に か~に か~に か ~ ち い~と 全 は は は は 全 い~は と い ~ は い ~ は い ~ は い ~ は い ~ は い ~ と い ~ は い ~ と い ~ は い ~ と い ~ は い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と か ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と い ~ と か ~ と い ~ と い ~ と い ~ と か ~ と い ~ と か ~ と か ~ と い ~ と か ~ と い ~ と か ~ と い ~ と か ~ と か ~ と い ~ と か		
		561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582	か1~い2、ろ1~は、ほ~へ、ち~ニ 計 全 い~に い~に い~に い~に い~に い~は い~は セ や い~は い~に い~へ ろ1~ほ 全 全 は は は は は と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

裾	野	+	446	全		歩光十分ファ
湉	野	Ш	452	い~ろ、う		施業方法に
			453	全		ついては、
長	泉	町		計	37. 23	Ⅱ-第3-4
			441	い1、い3~ろ3		-(1)-イの
			442	<i>5</i> 1、 <i>5</i> 3		
小	Щ	町		計	924. 12	とおり
			518	ろ1、ろ3~~2、ち~り、る~ロ		
			519	全		
				い~に1、~~ロ2		
			523	全		
				い1~に2、ほ~へ、ロ~ハ		
				い1~は1		
				い1~に、と		
				V)		
				N~34		
				\\~\Z6		
				い1~は1、は3~は4 い~ろ4、ほ1~ほ2		
				51~5		
				い~へ、り~ぬ		
				(Z~^		
				は~に2、~		
				ろ~は3、に2~ほ		
				い1~ろ、は2~に		
				~545 全		
				ろ2、ろ7~ろ8		
			547	31		
			548	い1~と、ぬ		
			549	い~ろ1、~		
				い2~い4、は、と		
			554			
				全		
				い~ろ		
				い、は		
				ろ~ち		
				い、に1~に3		
			560	い1、は1~に		

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

		里位	L 面槓:ha
市町村	森 林 の 所 在(林 小 班)	面積	施業方法
総数		9, 257. 10	施業方法に ついては、
沼津市	計	306. 03	Ⅱ-第3-4 -(1)-イの
	404 は 405 は 406 は 411 ほ 412 は2、に2 414 り2 419 ほ、へ2 420 へ2 421 と、ち2、わ2 422 い8、ろ2 424 ほ2~へ、と2~り 425 は 429 い、ほ 430 い1~ろ、ほ2~へ 433 と2、ち2、ぬ2 434 ろ2、に2、ほ2、た2		とおり
富士宮市	447~450 全 計	3, 987. 66	
	1 い1~は 2 全 4 い1~い2、ろ~は3 5 い2~は、~2~と 6 ~8 全 10 い~ろ、は2~ほ3 11 い、は 12 い~ろ、に 13~15 全 20~22 全 46~61 全 62 は~と 63~67 全 74~96 全 100 全 104 い、ろ2~ほ2 108 い~は、に2~へ 111 い~り、ぬ2~れ2、つ 114 い~ほ、~2~る、わ2、わ4~た、れ2 117 い1~ほ2、~2、と2~る 122~126 全 127 い1~は4 128~134 全 135 い1~は2 136~150 全 152 い~に、ほ2~~5、~7 153 全 154 全 155 全		

- -	* + * * * (+	工 建	
市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
富士宮市	156 い~ら5 157 い~た		施業方法に
	159 い1~い2、ろ~た3		ついては、
	160 全 161 い1~イ		Ⅱ-第3-4
	162 いつれ		-(1)-イの
	164 い1~ろ2、ろ4~~、と2~ち		とおり
	165 い〜イ2、ロ2〜ハ 166 い〜カ		
	167 全		
	168 全		
	169 い1、い3~い4、い6~い7、い9、ろ、に1~そ、ね~ら 3、う1~ふ、ハ1~チ2		
	170 い~ち、ぬ~る、た~つ2、ニ		
	171 い1~い5、ろ2~ろ3、ろ6、へ1~む2、の1~の2、く~ め、ロ		
	172 全		
富 士 市		974. 25	
	173 全		
	174 い 176 全		
	177 V1~~		
	178 い1~と 179 全		
	180 全		
	181 <i>V</i> 1∼<		
	182 い1~ろ4 183 い~ほ		
	184 V1~5		
	185 全		
	186 い〜わ 187 い〜ぬ		
	189 全		
	193 り 195 全		
	201 全		
	203 ろ~ほ、ち~よ、イ		
御殿場市		1, 541. 92	
	460~463 全 466~469 全		
	472 い1~ね、ハ		
	473 い1~る、ロ 474 い~よ		
	474 い〜よ 475 い〜ら		
	476 全		
	477 い1、い3、ろ2~イ 484 全		
	499 全		
	501 ~~と、ロ~ニ		
	562 ほ 563 ほ		
	564 ほ		
	565 IE		
	566 は2、ち 567 に		
	569 に		

	- 1		<u>単位</u>	五 面積:ha
市町村		森 林 の 所 在(林 小 班)	面 積	施業方法
御殿場	5	570 ほ 571 と〜イ 572 い 575 い〜ろ2、に		施業方法に ついては、 Ⅱ-第3-4
		576 い 577 ほ~ち		-(1)-イの
裾 野	市	計	882.02	とおり
	44 44 44 44 44 44	152 い~へ、ち2~り、ぬ2~そ、つ2、ね2、む~の 153 全 159 全 164 い~は 165 い~ち、ロ 170 全 171 い~ほ2、ニ~ヌ 178 全		
長 泉	<u>4</u> 町	183 全 計	101. 72	
	4 4 4 4 4 4	35 〜2、り2、り4 436 い2、ろ2、に、ほ2 437 〜 438 ろ 439 〜 440 〜 441 は〜に		
小 山	町	計	1, 463. 50	
		194 全 195 全 500 全 501 ち~り 515 全 520 に2~ほ、と 521 全 522 全 524 に3、イ 525 は2~イ 526 ほ~へ 527 ろ~イ 528 は 529 ほ1~ほ2 530 は2、は5~ほ2 531 は1~に 532 い 533 と~ち2 534 い~ち2 534 い~ろ、ほ 5556 は~に 557 ろ、に~イ		

別表 2 鳥獣害防止森林区域

	区	分		対象鳥獣の種類	森林の区域 (林班)	面積
	総	数				14, 853. 02
	沼	津	市	ニホンジカ	401~434、447~450	1, 358. 80
	[西浦]	- 7.0 0 70	[1~7]	
	富	士 宮	市		1, 2, 4~8, 10~15, 17~22, 24~	6, 567. 34
					30、32、33、35~39、41~43、45~	
				ニホンジカ	117、122~150、152~157、159~	
				ニハンシカ	162、164~172、210、246~267、	
					284~300	
市	[白 糸]		[1]	
町	富	士	市	ニホンジカ	173~174、176~191、193~203、	1, 870. 16
村	曲	1	1 1	ーハンンカ	205	
別	/ 左 田	殿場	十	ニホンジカ	460~463、466~469、472~477、	1, 293. 42
内	御	殿 場	市	ーハンンカ	484、485、501、561~582	
訳					442~446、452、453、456、457、	1, 029. 90
	裾	野	市	ニホンジカ	459、464、465、470、471、478~	
					483	
	長	泉	町	ニホンジカ	435~443、451	338. 87
	小	Щ	町		486~498, 500, 501, 505~515,	2, 394. 53
				ニホンジカ	518~551、553~560	
	[小 山 町]		[4~6, 8]	

⁽注) 市町村欄の[]は、公有林野等官行造林地である。

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事項	要件を定める場合の基準 基 準
1 44 (0 十) +) +	
1 伐採の方法	(1) 主伐に係るもの イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする 保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しく は雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは 旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則とし て、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的 とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を 禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則 として、標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることがで きる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される 樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁 止する。
2 伐採の限度	(1) 主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事項	基準
3 植 栽	

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類					伐採の方法
水	源	カュ	ん	養	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安
保		安		林	施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると
					認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがある
					と認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められる
					ものにあっては、禁伐)。
					2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土	砂;	流 出	片防	備	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採す
保		安		林	れば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁
					伐。
					2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。
					3 その他の森林にあっては、択伐。
保	健	保	安	林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがある
					と認められる森林にあっては、禁伐。
					2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は
					眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。
					3 その他の森林にあっては、択伐。

別表 5 自然公園区域内における森林の施業

	アルにおりる林外の旭未
特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないことと する。
the conditional of the	
第1種特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を
	行うことができる。
	2 単木択伐法は、次の規定により行う。
	(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。
	(2)択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限
	り、皆伐法によることができる。
	2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林
	地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐法によるもの
	とする。
	3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
	4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林において
	は、60%以内とする。
	5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長(国
	定公園、都県立自然公園にあっては知事)は、伐区、樹種、林型の変更を
	要望することができる。
	6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。
	7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。
	(1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多
	く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主
	要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができ
	る。
	(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはで
	きない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない
	ものとする。

別表 6 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施業の方法
砂防指定地	「静岡県砂防指定地管理条例」(平成15年静岡県条例第35号)及び同施行規
	則(平成15年静岡県規則第25号)による。
鳥 獣 保 護 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日付け38林野計第
特別保護地区	1043号) による。
史 跡 名 勝	「文化財保護法」(昭和25年法律214号)及び同施行令(昭和50年政令第267
天 然 記 念 物	号)
(特別史跡名勝天然	県指定のものについては、「静岡県文化財保護条例」(昭和36年静岡県条
記念物を含む)	例第23号)及び同施行規則(平成31年静岡県規則第30号)による。
都道府県自然環境	「静岡県自然環境保全条例」(昭和48年静岡県条例第9号)及び同施行規則
保全地域特別地区	(昭和48年静岡県規則第49号)による。